

福島市農山漁村再生可能エネルギー基本計画(案)に対する意見・回答
(令和2年度第5回協議会資料)

○基本計画改定案に対する意見(項目別)

No.	項目	内容	回答
1	4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	資する取組の「●%」については、先行事例があることを踏まえ、基本計画では「売電収入実績の5%に相当する額を基本として」と目安を定め、具体的な定めは、再エネ法第7条第2項第4号の規定により設備整備計画に記載しなければならないとされていることから、現行の取扱いの通りでよいのではないかと考える。	【農業企画課】 基本計画における資する取組の「●%」の記載については、ご指摘の通り、先行事例があることを踏まえ予め目安を示すことが適当であること、また、実際に決定された額は、設備整備計画に記載することになることから、現行の取り扱いを変更する考えはありません。
2	5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	今回の案件は、事業者の事業計画の内の一部に再エネ法を適用するという特異なケースになっている。 手続き上何ら問題ないが、再エネ法の理念及び福島市ガイドラインを踏まえれば、当協議会として第1発電所分を考慮の外におくことは妥当ではなく、後々の事を考えると当協議会において第1発電所分についても留意したことを示す(残す)必要があると考える。 したがって、基本計画の中において、第1発電所分について「何らかの整理」をすることを意見する。 例えば、次の事項を「5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項」に加える。 ■近隣・近接する区域への対応 発電設備の整備を促進する区域とそれを隣接・近接する区域と一体として同一事業の用に供する場合は、総合的な観点から隣接・近接する区域においても安全対策等に十分に配慮する。	【環境課】 基本計画は、福島市において農山漁村再生可能エネルギー法を活用した事業すべてに共通して用いるものであるため、個別案件に対しての記載は控えさせていただきます。 なお、当協議会において安全対策等について第1発電所についても協議した経過は議事録に残しているほか、基本計画5(5)その他において「～配慮すべき重要事項として、個別に具体的な内容を定める必要が有るものについては、別途これを定める。」としているので、具体的には事業者が作成する設備整備計画に記載いただきます。